

労務費に関する基準(素案)の概要

労務費に関する基準(素案) 概要

- 「労務費に関する基準」は、技能労働者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階の建設工事の請負契約において確保され、技能労働者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法における処遇改善に係る措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
 - ①経緯
 - ②労務費に関する基準の位置づけ

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
 - ①適正な労務費の水準
 - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
 - ①基準値の位置づけ
 - ②基準値の定め方
 - ③基準値の決定・公表と改定の手続き

第4章 その他

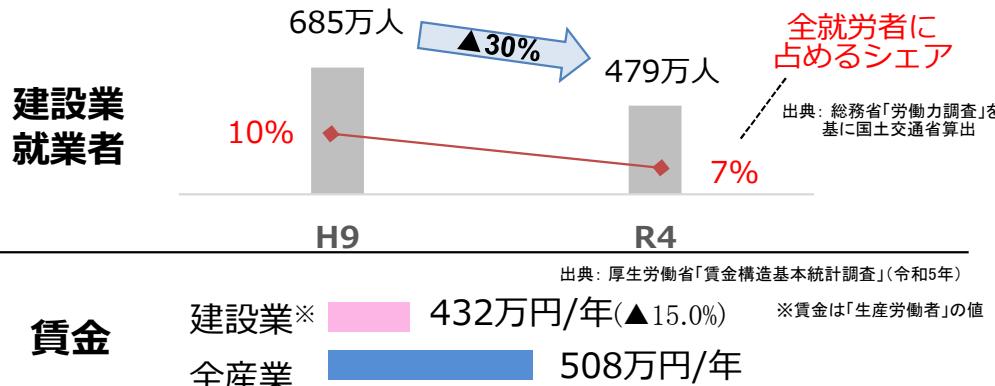
- (1) 材料費の見積りに係る考え方
- (2) 基準の見直し

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な水準の労務費等を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
 - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
 - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
 - ⑤建設業行政による基準を著しく下回る見積り・契約への指導監督
- (3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②契約当事者によるコミットメント制度を通じた適正な支払い担保
 - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
 - ④国による労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

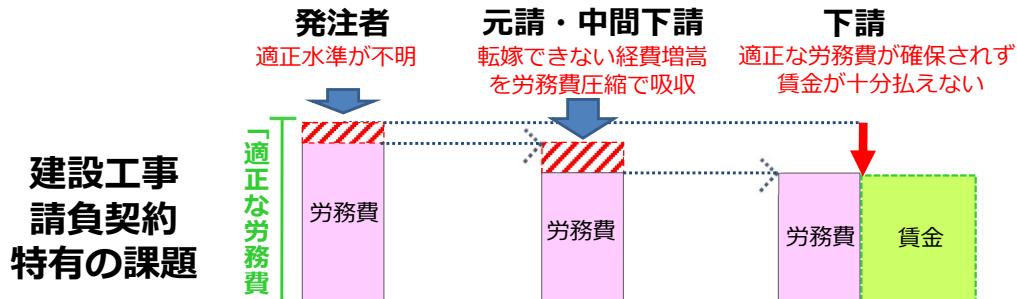
建設業法改正による新たなルールの導入(本年12月までに施行)

技能労働者の待遇を巡る建設業界の現状



- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の待遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要。

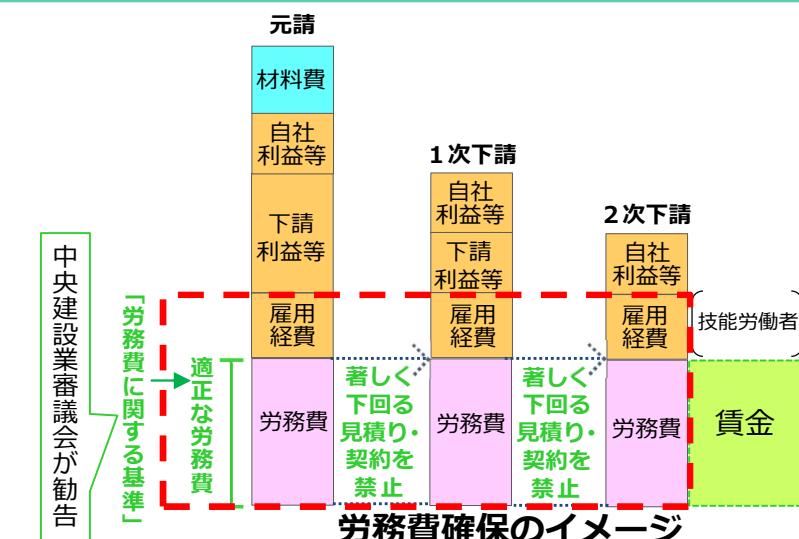
(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の待遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



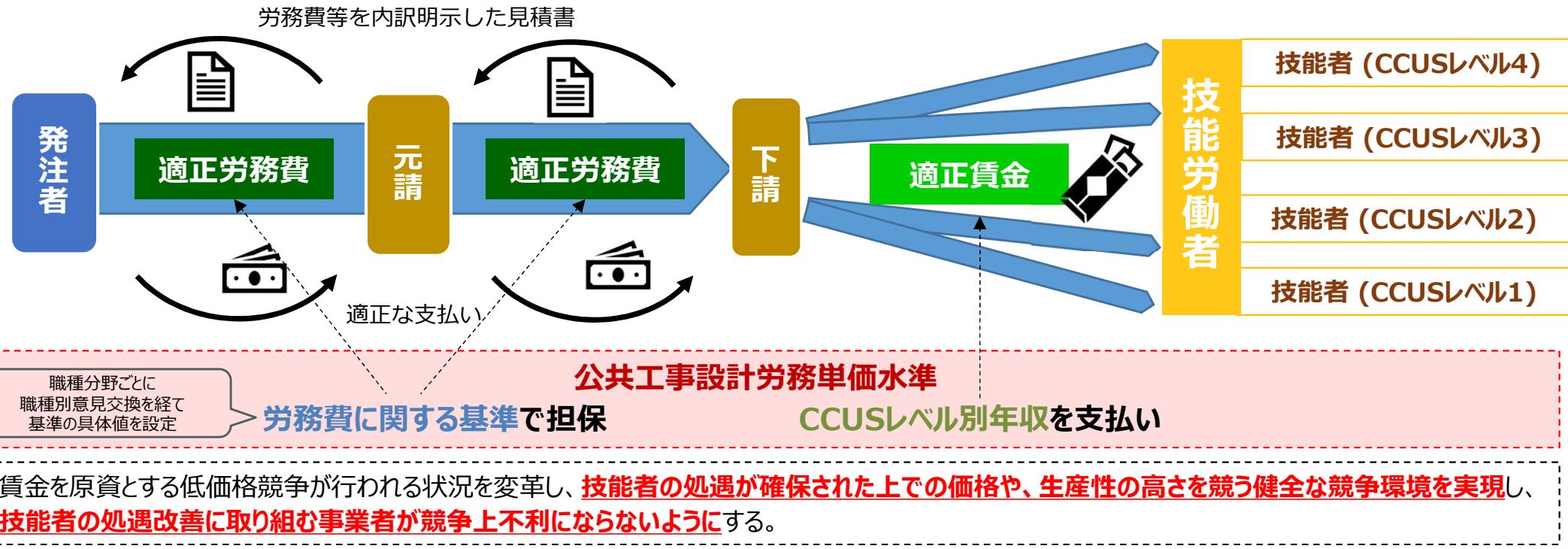
建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の待遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- 適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成(同法34条)し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象とする。

- ✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の取引改善に向けた調査(同法40条の4)、必要に応じた許可行政による強制力のある立入検査等の実施(同法31条)及び行政指導(同法41条)等により、改正法の実効性を確保。



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を待遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の待遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見る化し、インセンティブを付与する制度

公共工事における上乗せ的な取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

- 総労働時間を把握するための取組の実施 等